

第 八 十 六 号 議 案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十二日

提 出 者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「江戸川区立の都市公園」を「公園」に、「江戸川区が」を「江戸川区（以下「区」という。）が」に改める。

第二条第二項中「及び変更」を「、変更」に改める。

第二条の二中「定める」の下に「基準のうち、」を加える。

第二条の二の四第一項第一号中「及び備蓄倉庫」を「、備蓄倉庫」に改め、同

項第二号中「指定又は」を「指定され、又は」に、「地域における歴史的風致

の維持及び向上に関する法律」を「及び地域における歴史的風致の維持及び向上

に関する法律」に改め、同項第三号中「その他」を「その他の」に改める。

第二条の三第一号^(土)及び第二号^(七)中「前各号に掲げるもののほか、」を「その

他」に改め、同条第三号^(四)中「前三号に掲げるもののほか、」を「その他」に改

める。

第二条の四第一項中「設置」を「設置し、」に改める。

第二条の五中「休止」を「休止し、」に改める。

第三条第二号中「以下」の下に「この条から第五条まで、第十三条の三及び第

十三条の四において」を加える。

第四条各号列記以外の部分中「占用物件」を「、同条第一項の規定による許可

を受けた物件（以下「占用物件」という。）に改める。

第六条の二第二項中「前項に規定する」を削る。

第六条の三中「前条に規定する」を削る。

第六条の四第一項中「第六条の二に規定する」を削り、同条第二項中「前項の」を削る。

第七条第八号中「、又は物件」を「又は物件」に改める。

第八条の四第四号中「前三号に掲げるもののほか、」を「その他」に改める。

第八条の八中「第二十七条第六項」の下に「（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「その工作物等」を「当該工作物等」に改める。

第九条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十条第一項中「はじめ」を「初め」に改める。

第十三条各号列記以外の部分中「もの」を「者」に改め、同条第四号中「第八条の三第一項又は第二項」を「第八条の三」に改める。

第十三条の三第四号中「前三号に掲げるもののほか、」を「その他」に改める。

第十三条の四第二項を次のように改める。

2 第十三条の二の規定により前条各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場

合にあつては、第五条、第六条、第六条の三、第六条の四、第八条、第十条から第十二条まで及び別表四の規定の適用については、第五条第一項各号列記以外の部分並びに同条第二項及び第三項、第六条の三、第六条の四第一項ただし

書、第八条、第十一条ただし書並びに第十二条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第六条の見出し中「占用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「公園」とあるのは「物件を設けないで公園」と、「占用料を」とあるのは「額の範囲内で、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金として」と、第六条の四（見出しを含む。）及び別表四中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第一項中「のとおり」とあるのは「に定める額の範囲内で、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める額」と、同項ただし書中「回数券使用料」とあるのは「あらかじめ区長の承認を得て回数券利用料金」と、第十条の見出し、第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）中「占用料」とあるのは「利用料金」と、第十条第一項中「占用料又は使用料（以下「占用料」という。）」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第十四条第一項第二号中「第八条の三第一項又は第二項」を「第八条の三」に改める。

別表二水道管、下水道管、ガスパの項中「、ガスパ」を「及びガスパ」に改め、同表変圧塔、マンホールの類の項中「、マンホール」を「及びマンホール」に改め、同表郵便差出箱、信書便差出箱の項中「、信書便差出箱」を「及び信書便差出箱」に改め、同表その他の占用の項中「、集会」を「又は集会」に改める。

別表三総合レクリエーション公園の項を次のように改める。

新左近川親水公園		総合レクリエーション公園									
新左近橋下駐車場	新左近川親水公園駐車場	虹の広場駐車場	なぎさ公園東駐車場	なぎさ公園北駐車場	なぎさ公園運動場	なぎさ公園野球場	なぎさ公園バーベキュー場	富士公園駐車場	葛西防災公園西葛西テニスコート	葛西防災公園駐車場	パノラマシャトル
江戸川区臨海町二丁目地先	江戸川区臨海町三丁目地先	江戸川区西葛西七丁目二番一	江戸川区西葛西七丁目二番一	江戸川区西葛西七丁目三番一	江戸川区南葛西六丁目二三番一	江戸川区西葛西八丁目一七番一	江戸川区南葛西四丁目九番一	江戸川区南葛西七丁目三番一	江戸川区南葛西七丁目三番一	江戸川区南葛西七丁目三番一	江戸川区南葛西七丁目三番一

別表三新左近川親水公園の項を次のように改める。

別表三備考を削る。
別表四中「第六条の四」の下に「、第十三条の四」を加え、同表(四)を次のように改める。

(四)

総合レクリエーション公園富士公園 バレーキュー場 小松川千本桜バーベキュー場	名称	
一区画	単位	
一回		
二、一〇〇円	使用料	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

総合レクリエーション公園等におけるリニューアル事業の実施に伴い、新左近川親水公園デイキャンプ場及びファミリースポーツ広場駐車場に係る規定を削るほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。